平成２４年（フ）第３５６５号
大阪市港区夕凪１丁目17番31号
破産者　株式会社大榮産業
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５９７号
大阪府寝屋川市池田北町26番12号
破産者　株式会社新栄フィルム工業
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９２７号
大阪府豊中市西泉丘３丁目４番１―401号ゼウス緑地プレミアム
破産者　自然形体株式会社
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４６号
大阪府高槻市如是町28番１号115号室、商業登記簿上の本店所在地大阪市福島区鷺洲３丁目１番17号
破産者　株式会社一吉
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１１５号
大阪府豊中市大島町３丁目５―20
破産者　有限会社ジールワークス
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１５８号
大阪市西淀川区大和田６丁目15番21号
破産者　和伸工業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２４号
大阪府羽曳野市大黒206―１、商業登記簿上の本店所在地大阪府松原市三宅中７丁目９番７号
破産者　ワークス有限会社
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
兵庫県淡路市岩屋3000番地８　鵜崎団地４―416
破産者　夛田　治子
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第４３号
兵庫県淡路市志筑新島10番地の34
破産者　有限会社あじ創グループ
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２４号
岡山県美作市中山1291番地９
破産者　有限会社桜リゾートたつみ
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第１６７号
岡山県真庭市江川791番地の３
破産者　有限会社今井工業所
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第８２号
愛媛県西条市大町325番地34
破産者　株式会社酒井測量事務所
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第９１２号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番35号
破産者　有限会社溝手建設
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７０号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1234番地１
破産者　協同組合浜玉ショッピングセンター
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第７７号
北海道小樽市稲穂４丁目16番１号
破産者　有限会社可児運送
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３８号
盛岡市仙北２丁目21番39号　アーバンフラットＳＴⅡ・101号
破産者　被相続人伊五澤由治相続財産
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４６号
埼玉県本庄市中央１丁目８―１、商業登記簿上の本店所在地埼玉県本庄市本庄３丁目１番10号
破産者　有限会社くりた
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７６３７号
東京都足立区佐野１丁目21番10号
破産者　株式会社小安塗装工業所
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５３７号
東京都墨田区江東橋５丁目２―21―602
破産者　高尾　正志
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０５号
東京都多摩市東寺方507番地の２リベール多摩308
破産者　竹原昌志人
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９３８号
東京都三鷹市中原３―１―37メゾンジュネスＤ101、住民票上の住所東京都府中市白糸台５丁目１番地の１ハイタウン武蔵野404
破産者　米沢谷正行
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部